

平成 16 年 2 月 26 日

各 位

包括外部監査人 橋 和 良

包括外部監査(財団法人神戸市都市整備公社の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について)の結果の概要について

「平成 15 年度包括外部監査の結果報告書」の概要は下記のとおりです。

記

1. 外部監査の概要

(1)外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 4 項並びに神戸市外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

(2)選定した特定の事件

財団法人神戸市都市整備公社(以下「公社」という。)の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」

(3)外部監査の実施期間

平成 15 年 7 月 17 日より平成 16 年 2 月 4 日まで

なお、監査の実施に先立ち特定の事件選定のための資料収集、各局からのヒアリングを実施しました。また、監査に当たっては補助者 3 名を使用しています。

2. 監査の結果及び意見の概要

・「公社」の事業内容の再検討(報告書 15 頁～19 頁参照)

「公社」の設立当初に企図されていた「公共用地の先行取得」「住宅の建設・分譲」「都市再開発関連事業」という事業内容が、環境の変化に対応して下水道関連事業、教育施設整備事業、鋼索鉄道事業、観光レクリエーション施設関連事業等、とあまりにも種々の事業を行うに至っています。神戸市全体に「財政再生緊急宣言」が発せられている財政逼迫の折から、事業内容をもう一度、補完性、採算性等の観点から再検討してみる必要があります。

不要及び不急のものを排除することが肝要です。そして「公社」本来の設立趣旨に合致し、かつ、「公社」の特性・特徴を十分発揮できるものだけに集中特化すべきです。

・法人としての経営管理体制（報告書 20 頁～30 頁参照）

寄附行為で定められている評議員会はまだ一度も開催されていません。その他法律及び寄附行為の予定している新しい機関は制度改正から間がないこともあり、現在機能していないのが実情です。

また、計数面からの管理についても、月次決算制度が確立されていない、など不十分な面がみられました。貸借対照表の各資産及び各負債の残高内容が、全社ベースで一元的に把握されておらず、かつ十分な管理もなされていません。中期経営方針及びこれに基づく「実施計画書」についても、「計数的管理」が欠けています。予算実績対比フォローアップ（平成 10 年度～平成 14 年度）において、分析が不十分であり、差異内容が明瞭となっていません。諸規程間に不整合がありました。早急に調整を実施して下さい。現行の実態と異なる内容の規程が放置されたままとなっているケースがあります。修正更新が必要です。

さらに、内部監査の実施状況についても不備な面がみられました。

内部監査組織の重要性を認識の上、組織体としての設置が望まれます。

・事業別決算書類（報告書 31 頁～34 頁参照）

現状では会計システムから出力される損益計算書を一部手作業によって組替をしたうえで最終の事業別損益計算書としていますが、この組替作業内容に関する記録が保存されておらず、当該組替の妥当性及び継続性の検証が困難な状態となっていました。

・人件費（報告書 35 頁～39 頁参照）

「公社」における神戸市派遣職員一人あたりの平均給与は、神戸市職員よりも高いものになっていました。これは、主として「公社」における神戸市からの派遣職員の平均年齢が神戸市職員の平均年齢より高いことにその原因があると思われます。また、「公社」採用職員の給与も基本的に神戸市職員と同等水準となっています。果たして、このような状況下で、外郭団体設立のメリットである「企業性、効率性、経済性」が十分に発揮できるのかどうかは疑問です。

「公社」においては「健保手当」「夏季繁忙手当」といった諸手当が支給されていますが、これらの支給の妥当性に疑問があります。

・決算書類及び決算書の表示（報告書 40 頁～42 頁参照）

「公益法人会計基準（案）」が平成 15 年 3 月に公表され、公益法人に対するディスクロージャーの充実が要請されています。また、「公社」会計規程でも、真実性及び明瞭性の原則が宣言されています。このような観点からは、現状の「公社」の決算書類では不十分であり、キャッシュ・フロー計算書の導入、より詳細な「附属明細書」、「重要な会計方針」、「会計方針及び表示方法の変更」、「注記」の記載が必要です。

・発生主義による会計処理（諸引当金を含む。）（報告書 43 頁～47 頁参照）

1. 特定引当金

「将来行う新規事業の開始、開拓に備えるため」に特定引当金を計上していますが、繰入及び取崩状況等から判断すると、引当金には該当せず、利益留保性の積立金であると考えられます。

2. 特別修繕引当金

施設全体を約 20 年で償却するものと仮定して計上していますが、「20 年」という仮定を妥当とする客観的根拠を整備しておく必要があります。

3. 貸倒引当金

回収に懸念のある長期滞留債権がみられますが、これらの貸倒れに備えるための貸倒引当金が計上されていません。一定の基準を作成のうえ、これに基づいて継続的に計上の必要があります。

賞与引当金

現在、賞与引当金は計上していませんが、発生主義で費用を計上する以上、賞与引当金の計上が望まれます。

・欠損準備金（報告書 48 頁参照）

毎事業年度の損益計算上利益を生じたとき、将来の欠損金の補填に充当するため、利益の全額を剰余金処分において「欠損準備金」として計上しています。しかし、貸借対照表上は、「欠損準備金」として表示されず、「処分済利益剰余金」という科目にて記載されています。貸借対照表上、明確に「欠損準備金」として表示する必要があります。

・固定資産（報告書 49 頁～54 頁参照）

「公社」所有の固定資産について、取得時の所有権移転登記が速やかに行われていないものがあり、また、定期的な現物実査も行われていないなど、管理面の不備がみられました。また、本来は取得して事業の用に供した時点から減価償却計算を実施すべきところ、取得の翌年度から実施されているものがみられました。

・投資の評価（報告書 55 頁～56 頁参照）

「公社」保有の株式のうち、財政状態が悪化（債務超過）しているものについては減損処理を検討する必要があります。また、毎期決算書を入手し、財政状態及び経営成績を継続的にフォローできる体制にしておく必要があります。

・事業勘定（報告書 57 頁～67 頁参照）

事業勘定とは、受託工事において、工期延長等の理由により年度末までに完成を迎えることができなかった工事費の前払金や、市との契約が複数年のためにその年度内に損益化されない工事経費等を次年度に繰越すため、一時的に処理する勘定です。このうち、平成 11 年度末から継続して残高のあるものについて、

- ・ 賃貸借をしている物件につき、現在は、賃貸収入を前受金として計上しているが、本来は賃貸収入は収益計上し、事業勘定は固定資産に振替え、減価償却すべきもの
- ・ 外郭団体の株式であり、本来は投資有価証券として表示すべきもの
- ・ 学校建設に要した借入金の支払利息を計上しているが、案件ごとに明確に把握されていないもの

等が存在しました。

また、事業勘定については各所管部門で管理されており、全社レベルで横断的には管理されていません。台帳整備もなされておらず、その内容、発生年月が容易には把握困難な状況となっていました。事業勘定の個別内容ごとに費用を集計していくような仕組みを導入すべきです。

「公社」が建物等を先行取得して、その後神戸市に対して譲渡し、その代金が分割払いにて入金になる、という経済的実質はほぼ同一の取引について、固定資産を部分的に譲渡していく、賃貸借期間経過後に無償譲渡する、割賦販売の形態をとる、の 3 つの形態が存在しており、それぞれ会計処理が異なる状態となっています。このように、様々な形態を採用するような積極的理由がないのであれば、事務処理の簡便化の観点からは統一することが望ましいものと考えられます。

・各個別事業（報告書 68 頁～103 頁参照）

「公社」が実施している各個別の事業について、監査結果の主なものは以下のとおりです。

1. 開発及び開発関連事業

（六甲道住宅分譲業務について）

神戸市からの受託に基づいて「公社」がマンション販売の代理人となり、また「公社」は第三者を復代理人として販売業務の委託を行っています。

この件に関して、同マンションが再開発事業に係る物件であるため、「公社」が一元的・統一的に管理することを意図しているという理由はあるものの、実質的に「公社」がその業務の大部分を復代理人に対して再委託しているように見受けられました。

2. 都市再開発関連事業

未収金について、テナントの状況などから判断すると回収可能性が低いと思われるものが存在しました。また、テナントとの契約上、基本的には一定の月数以上延滞すると催告を要せず直ちに契約を解除することができるかとされていますが、実際には賃貸借契約を継続して徐々にでも債権を回収する方が得策との判断から賃貸借契約を継続させているものがありました。但し、このように一定の月数以上延滞したテナントにつき契約を継続するか解除するかについて特に内部的に協議した文書は作成されていませんでした。

3. 都市交通施設関連事業

（1）路外駐車場管理運営業務

未収金の長期延滞口が多くみられましたが、適切な延滞管理が出来ていないようでした。なぜこのような状態となっているのか、再度業務を見直し、再発防止に努める必要があります。

（2）自転車駐車場管理業務

神戸市からの委託を受け、市立自転車駐車場の管理運営業務の受託を行っています。合計額でみると当該事業にかかる「公社」の収支はほぼ均衡していますが、個々の費目ごとに見ると収入（受託料）の積算根拠と実際の支出の内訳に大きな差異が生じているものが見られました。しかし、このような結果を受けて次年度の積算根拠が見直される、ということが行われておらず、平成 15 年度の委託契約についてもほぼ同様の積算内容となっています。すなわち、ドンブリ勘定的に、合計額でほぼ一致していればいいとの発想となっているようです。

(1)路外駐車場管理運營業務

平成 14 年度の路外駐車場 47 箇所の利益率の分布状況を検討したところ、各路外駐車場によって利益率に大きい差異がみられましたが、特にその理由等は分析されていませんでした。当該事業は自主事業として行われている事業でもあり、場所ごとの利益率比較、年次比較、その原因分析を行うことによって路外駐車場管理運営のより一層の効率化を図ることも可能かと思われます。

(2)公営駐車場管理業務

「公社」では、神戸市の建設局、都市計画総局の市営駐車場の駐車場管理業務を受託しています。ところが、建設局では同様に外郭団体である神戸地下街(株)に対しても所管の駐車場管理業務を委託しています。また、これらのほかにも神戸市道路公社所管の駐車場も存在し、「公社」はこの駐車場の管理業務も受託しています。このように、神戸市全体の見地からすると、市営駐車場の所管あるいは管理運営団体が錯綜しているように見受けられます。このような状態となっていることについては様々な経緯があるとは思われますが、整理、統合等することにより管理・運営のノウハウを生かし、より効率化を図ることができないかどうか検討する余地があります。

5. 観光レクリエーション施設関連事業

ロープウェー事業について、乗車人員及び収益とも遞減傾向にあります。この傾向が示すとおり、当該事業単独では経営として成り立たず、「公社」の他の事業でロープウェー事業の赤字を埋め合わせしている状況となっています。また、ロープウェー事業における収入事務、たな卸資産及び乗車券の在庫管理事務についても、改善すべき点が見受けられました。

(1)ゴルフ場施設保有の必要性

「公社」は、ゴルフ場用地あるいはゴルフ場施設を保有し、賃貸しています。これらゴルフ場施設については、「公社」が建設業務を受託した等のいきさつから資産として保有していると考えられます。しかし、設立目的等に照らして、「公社」の資金負担においてゴルフ場施設等を取得、保有する必要性には疑問が残ります。

(2)ロープウェー事業の経営改善

ロープウェー事業における赤字削減を実行するために、更なる改善計画策定が求められますが、その際には例えば次のような分析、視点が必要と考えられます。

- ・ 費用内容の厳密な分析を行なった上で、それを変動費、固定費に分解し、各路線別にいわゆる損益分岐点を算定する。

- ・乗車人員の予測を保守的に見積もった上で、ロープウェー事業として許容できる赤字のラインを明確にする。

ただ、六甲有馬観光群については、平成 6 年以降観光入込客数は減少傾向にあり、ロープウェー等については、観光資源としても交通手段としても、時代の変化とともにその地位は大きく低下し重要性を失っていると考えられます。さらに、老朽化に伴い、今後は多額の施設更新費用が生じることが予想されています。従って、今後は、各路線についての廃止の可否についても検討することが必要と思われる。

6. 公益施設等関連事業

(1)神戸ハイテクイースト工業団地に関する滞留債権

神戸ハイテクイースト工業団地は、震災で甚大な影響を受けた中小企業がその入居者であることから、その経済状況を鑑み、敷金等は受領しておらず、債権（延納賃料）については保全の手段がとられていない状況となっています。

滞納先の中には、既に退去している先や退去の話し合いを行っている先及び破産宣告を受けた先も含まれていますが、いずれの滞留債権についても貸倒処理を行ったり、貸倒引当金の計上を行ってはいません。

（ 印は報告書中に意見として別記した部分です。 ）

以 上